

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで
申立期間について、社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、国民年金保険料が未納であるとの回答であった。

しかし、私の亡き父は「国の行うことだから将来絶対安心だ。」と言
い、私を国民年金に加入させた。

また、私の亡き父は、私及び私の妻の国民年金保険料を一緒に納付
してくれていたにもかかわらず、私の保険料のみが未納となっている
ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は昭和36年に加入手続を行って以降、申立期間を除き、すべて納付済みとなっている。

また、申立人の亡き父が一緒に納付したとする申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、その亡き父が実の息子である申立人の保険料のみを未納とすることは不自然である。

さらに、申立人とその妻によると、申立期間当時、家業の漁業での収入も多かったとしており、申立人の国民年金保険料のみを未納とする特段の事情もうかがわれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間について社会保険事務所（当時）から、納付事実が確認できないとの回答があった。

私は、申立期間の国民年金保険料を夫が納付してきたと記憶している。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で6か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は昭和36年に加入手続以降、申立期間を除きすべて納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金保険料を納付してきたとする申立人の夫は国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、その夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は自身が厚生年金保険に加入後の昭和45年4月1日以降も、申立人を国民年金に任意加入させ国民年金保険料を納付している上、申立期間の生活状況や収入はその前後と比べ特に変化はなかったとしていることから、申立期間の保険料を未納とする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和48年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険について、社会保険事務所(当時)から昭和48年7月1日から加入との回答があった。

当時、経理事務を担当していた事業主の奥さんのメモでは、昭和48年4月1日から加入となっているので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の経理事務担当者(事業主の妻)の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和48年7月1日とされているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る生年月日、資格取得年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号の記載が無く、「調査不能 61.1.30」と付記されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録は、昭和48年1月25日から50年6月24日までであることが確認できるほか、元同僚は「48年1月下旬から勤務していたと思う。」と証言しており、経理事務担当者(事業主の妻)は、「申立人を採用した時期よりも、ずらして厚生年金保険に加入させた。」

と証言している。

さらに、当該事業主の妻が提出した資料(署名捺印の資料及び当時の給与額及び社会保険料控除額の記載あり。)には、申立人の厚生年金保険料控除の開始時期が、昭和48年4月分給与からであることが記載されているほか、元同僚は、「給与は当月分を当月支給で保険料も当月控除であったと思う。」と証言していることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、同年4月1日であることが推認できる。

加えて、当時の社会保険事務所の職員は、「本原票は、事務処理に伴う担当課長の押印も無く、進達記録欄も記載されていないことから、昭和49年7月1日の標準報酬月額の変更処理時に原票が所在不明であったため仮原票として作成したもので、オンライン切替時にも原票を発見できなかったため、『調査不能61.1.30』と付記したものと考えられる。」と証言している。

また、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日について、同職員は、「申立人の直後の健康保険整理番号となっている元同僚の資格取得日が昭和48年6月1日であることから、申立人の資格取得日はこれより以前であることが自然であり、資格取得日が逆転することは考え難い上、当該事業所の経理事務担当者が、申立人について、同年4月1日から厚生年金保険に加入させ、当月分給与から保険料を控除したとしていることに不自然さは無い。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された資料の厚生年金保険料控除額の記録により、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和49年8月22日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年9月から49年7月までの標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から50年9月(日付不詳)まで
私は、A社に昭和48年8月10日から50年9月まで正社員として勤務していた。途中、友人を同社に紹介し、私自身はその友人が退職した後も同社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では、その友人の記録より短いたった1か月しかないのは納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の取締役及び同僚の証言から、申立人が、A社に昭和49年8月21日まで勤務していたことを推認することができる。

また、当時の取締役で申立人の上司であったB氏は、「私は、取締役である他の兄弟と経営方針が合わず、1年間くらい勤務した後、申立人と一緒に会社を退職し、共に会社を設立して仕事をしていた。」と証言しており、当時の取締役C氏の妻も、「会社ができから、申立人とB氏は一緒に1年くらいは仕事をしていた。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は昭和48年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているにもかかわらず、被扶養者の扶養開始年月日欄を見ると、申立人の妻は48年11月*日(婚姻)に、その長女は49年7月*日(出生)に被扶養者として認定されていることが確認できる。また、上記資格喪失に係る処理の進

達日が同年8月22日であることが確認できることから、申立人が、48年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年9月30日を資格喪失日として届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、49年8月22日とすることが妥当である。

また、昭和48年9月から49年7月までの標準報酬月額については、申立人に係る48年8月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年8月22日から50年9月30日までの期間については、申立人の上司の証言から、申立人は当該事業所を退職し、B氏と共に会社を設立して仕事をしていたものと推認される。

また、同僚からも申立人の勤務期間について特定できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年6月から53年3月まで
申立期間について、家族全員が今まできちんと国民年金保険料を納付しているのに、自分だけが納付していないわけが無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金については、義父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、保険料を納付したとする義父は既に他界している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、「家族全員が今まできちんと国民年金保険料を納付していた。」とも主張しているが、申立期間の保険料を納付していたのは義母のみであり、申立人の妻及び亡き義父も同様に未納となっている。

さらに、申立期間について、オンライン記録及びA町が保管している国民年金被保険者名簿の記録においても国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、保険料を過年度納付した形跡も見当たらないほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及び亡き義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 9 月まで

国民年金の過年度保険料を納付するため、平成元年 10 月に貯金 10 万円を下ろし、手持ちの 5 万円と合わせ 15 万円を持って社会保険事務所（当時）に行った。その時、担当者に、「昭和 62 年 7 月と 8 月の 2 か月分は納付期限が過ぎているため納められない。」と言われたので、申立期間の国民年金保険料約 10 万円を納付した。年金記録では未納になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳に、平成元年 10 月 6 日に 10 万円引き出された記録があり、過年度納付したとする金額は申立期間の国民年金保険料額とほぼ同額である。

しかしながら、申立人は、平成元年 10 月に、申立期間に係る国民年金の過年度保険料約 10 万円を納付し、その後に、オンライン記録により納付が確認されている昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの過年度保険料 4 万 6,200 円を納付したと主張しているところ、元年 10 月時点における申立人の保険料納付可能月は、申立期間直前の昭和 62 年 7 月からであることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、平成元年度中に国民年金の過年度保険料の納付書が、申立期間分とオンライン記録分の 2 回に分かれて郵送されてきたと主張しているところ、納付勧奨の一環として社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書が送付されるのは前年度分の過年度保険料のみであることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、国民年金の過年度保険料の納付書の形状、郵送されてきた時期等についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から39年3月まで
申立期間の国民年金納付記録について照会したところ、申請免除期間である旨回答を受けた。

私は申立期間当時、国民年金のことは母に任せており、母は、国民年金保険料は家族全員の分を一緒に納めていたのだから、「お前の分だけ納めないことは絶対無い。」とのことなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が家族全員の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているが、一緒に納付したとする家族の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立人の父も申立期間が申請免除となっており、申立人の主張と符合しない。

また、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び市町村の国民年金被保険者名簿により、申立期間は申請免除とされていることが確認できることから、申請免除は本人又はその家族の申請に基づき行われるものであり、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である上、申立人の保険料を納付していたとする母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらったが、当該期間は、臨時講師としてA校に勤務していた。この間、交付された健康保険証を使用して歯科医院に通院した記憶もあるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動通知書により、申立人が申立期間においてA校の臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A校の事務担当者に、申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料の控除について照会したところ、「臨時講師は、厚生年金保険の加入適用職員であるが、当時の資料等が廃棄されているため、不明。」と回答しているほか、A校の当時の事務担当者は、「任期が1か月以上の臨時講師は厚生年金保険に加入させていたと思うが、申立人が加入していたかどうかは分からない。」としており、申立ての事実を裏付ける関係資料や証言を得ることはできなかった。

また、昭和 53 年度から 57 年度において、A校に臨時講師として勤務した者は 18 人おり、そのうち、厚生年金保険の未加入者は申立人を含めて 3 人であるが、いずれも勤務期間は 3 か月以内であり、その他の 15 人は勤務期間が 12 か月以上又は共済組合加入者となっていることから、当該事業所においては必ずしもすべての臨時講師を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも「申立人が勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険への加入及び保険料控除等

については分からない。」としている。

加えて、A校の職歴審査照会回答票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

その上、申立期間については、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、申立人は、申立期間に交付された健康保険証を使用して歯科医院に通院したと主張しているが、歯科医院を特定できない等の事情により、その事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 3 月に A 大学を卒業し、同年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの 4 か月間、臨時講師として B 校に勤務した。その後、同年 8 月 23 日から臨時講師として勤務した C 校等の期間以降は厚生年金保険や共済組合の期間として記録されているのに、B 校の期間が記録されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した履歴カード（写）から、申立人が申立期間において B 校に臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 校を管轄する D 事務所では、「臨時講師は 2 か月を超える期間の辞令が発せられた時点から厚生年金保険に加入となる。」と回答しているところ、申立人の申立期間における臨時講師としての任用期間を見ると、1 か月から 2 か月未満の任用期間で更新されていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚等は、申立期間当時の厚生年金保険加入及び任用期間の決め方に関する事情については、分からないと証言している。

さらに、申立人が B 校に勤務した昭和 61 年 4 月 1 日から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である同年 8 月 23 日までの期間において、D 事務所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した 31 人について確認したところ、当該被保険者記録以外に申立人の氏名は確認できず、事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで
ねんきん特別便で、申立期間は妻がA社に勤めていた記録であると記されてきたが、その記録は私が同社に勤めていた時のものであり、妻の記録と取り違えられていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が、A社B支店に勤務していたものであり、妻のねんきん特別便に記載されている同社の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間は、私の加入記録の誤りである。」と主張しているものの、当該加入記録と同姓同名であるその妻は、「当該事業所に勤務したことは無い。」と証言している上、申立期間以前の昭和 42 年 3 月 22 日から、C社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に申立人夫婦の同社B支店における勤務状況等について照会したところ、「関係書類が無く、在籍していたか不明である。」と回答している上、同社C支社では、「関係書類が残っていない上、当時のことを知っている人もいないため不明である。」としており、申立人及びその妻に関する資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当時の同僚を覚えていないため証言を得ることもできない。

加えて、申立期間について、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した 2,920 人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人及びその妻の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

その上、申立人の申立期間については、国民年金に加入し、国民年金保

険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。